

昭和四十八年三月六日受領
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質七一第三号

昭和四十八年三月六日

内閣総理大臣 田 中 角 榮

衆議院議長 中 村 梅 吉 殿

衆議院議員原茂君提出都市計画道路環状二号線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原茂君提出都市計画道路環状二号線に関する質問に対する答弁書

一について

都市計画道路網は、都市の発展の長期見通しにもとづき、概ね二十年後の交通需要に対応するよう定められており、必要に応じその都度追加又は変更を行ない、常に最良の計画が立案されているよう指導してきたところである。

この趣旨にもとづき、他の交通網の整備状況、市街地の発展動向等の情勢の変化を考慮し、東京都では昭和三十九年及び昭和四十一年に都市計画道路網の再編成を行なったが、その結果本路線は都心部をめぐる重要な環状線の一部として計画が存置され、今日に至っている。

本件区間の事業化は、東京都が行なうものであるが、財政事情、事業執行の見通し等諸般の事情があるとはいえ、いまだ事業化に至っていないのは遺憾である。

二について

本路線の重要性にかんがみ、早急に事業化されることが望ましいと考えるが、事業化の見通し、その他について、東京都に対し、改めて調査検討を行ない、今後の方針を固めるよう指導する所存である。

なお、都市計画道路の区域内における私権の制限（いわゆる計画制限）については、補償の対象とならない。

右答弁する。